

防災対策調査特別委員会 会議記録

- 1 期 日 令和 6 年 9 月 20 日（金）
午前 9 時 25 分 開会
午前 10 時 23 分 閉会
- 2 場 所 第 3 委員会室
- 3 出席委員 委員長 米田 達也
副委員長 義本 みどり
委員 石田 清、木谷 敏勝、
小森 弘詞、福田 嗣久、
村岡 峰男
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼総務係長 山本 雅彦
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

防災対策調査特別委員長 米田 達也

防災対策調査特別委員会 次第

日 時：2024 年 9 月 20 日（金） 9：30～

場 所：第 3 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1)津波避難対策の進捗状況について

(2)新型コロナウイルスワクチン秋冬定期接種について

(3)委員会調査中間報告書について <別紙>

(4)管外行政視察調査報告書について<別紙>

4 その他

5 閉 会

防災対策調査特別委員会名簿

＝出席不要もしくは欠席

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	米 田 達 也
副 委 員 長	義 本 みどり
委 員	石 田 清
委 員	木 谷 敏 勝
委 員	小 森 弘 詞
委 員	福 田 嗣 久
委 員	村 岡 峰 男

7名

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
危機管理部長	畑中 聖史	危機管理課長	木下 喜晴
健康福祉部長	原田 政彦	健康増進課長	宮本 和幸
		健康増進課参事兼保健センター長	村尾 恵美
コウノトリ共生部長	坂本 成彦	農林水産課長	浪華 誠
		農林水産課参事	村田 一紀
		農林水産課参事	山本 隆之
		農林水産課参事	西村 文紀
都市整備部長		建設課参事	北村 省二
		建設課参事	村田 光弘
		建設課参事	羽瀧 浩史
城崎振興局長	富岡 隆	地域振興課長	山根 哲也
竹野振興局長	石田 敦史	地域振興課長	小林 昌弘
日高振興局長	柳沢 和男	地域振興課長	吉田 政明
出石振興局長	宮崎 雅巳	地域振興課長	三宅 徹
但東振興局長	大岸 和義	地域振興課長	道下 一
上下水道部長	川端 啓介	下水道課長	榎本 啓一
		下水道参事	野畑 修身
消防長	井崎 博之	本部参事	向井 雅人
		本部参事	土肥 貢

9名

【議会事務局】

職 名	氏 名
主幹兼総務係長	山本 雅彦

午前9時25分開会

○委員長（米田 達也） すみません、定刻より少し早いですけれども、おそろいになりましたので、ただいまから防災対策調査特別委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。本委員での今期最後の防災対策調査特別委員会となりました。何事もなく1年過ごせばよかったんですけれども、元旦早々に発災いたしました能登半島地震での対応、今後においての大きな課題を残したということで、当局の皆様におかれましては、今後とも課題として引き継いでいただくことになるかと思うんですけれども、一旦、今会期の防災としては今日で最後になりますので、引き続き市政推進のために、当局の皆様におかれましては今後ますます尽力いただけたらと願っております。甚だ簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

それでは、3番の協議事項に入ります。

津波避難対策の進捗状況について、今、配信いたしました。

まず、1番、津波避難対策の進捗状況についてを議題といたします。

それでは、危機管理課から説明をお願いいたします。

木下課長。

○危機管理課長（木下 喜晴） データのほうでお送りをさせていただいている分でございます。津波避難対策の進捗状況についてということでさせていただいております。今日、お手元のほうにその基になっております、津波避難行動に対する報告書のほうもおつけをさせていただいております。こちらにつきましては、2月に実施しました市民津波避難アンケートを基に、市民の津波避難行動についての検証を行っていただき、その中で、18の提言をいただいております。今回の委員会の資料では、この18の提言につきましてのこれまでの取組ですとか、これから行うべきことなどを報告させていただきたいと思っております。その提言につきましては、こちらの報告書のほうを見ていただきまして、この

データが基になってこういう提言が出るとるんだというのちょっと見ていただきながら進めていけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

では、データのほうでお送りをしております資料のほうで進めさせていただきたいと思います。

まず、施策提言を18、いただいとる中で、施策の1番といたしまして、津波ハザードマップの再配布を含めて、津波ハザードマップの周知を図るということを提言をいただいとるところでございます。こちらにつきましては、アンケートで、自宅が浸水想定区域なのかどうなのかというのをお尋ねしたところ、その回答の中で、避難指示の対象区域に住んでおられながら、その浸水想定区域なのかどうなのか分からないというお答えをされた方が、港地区で22%、竹野地区で28%あったということで、マップの認知が進んでいないというふうなことを報告書のほうで指摘を受けておるところでございます。

一方、津波の想定区域ではないにもかかわらず、我が家は津波の想定区域だとお答えになられた方、城崎のほうで21%、竹野での24%あったというところで、いずれにいたしましても、報告書のほうでマップの認知が進んでいない、避難の必要のない方が避難をしておるといったようなことで、不要な避難につながったのではないかという指摘がありました。

その提言といたしまして、施策の1番であります、津波のハザードマップの再配布、津波ハザードマップの周知といったことをいただいております。その対策といたしまして、7月の25日、港地区、城崎地域、竹野地区の各区に津波ハザードマップを、区内回覧でございますが、周知のほうを図るために回覧をしておるところでございます。この後、9月25日になりますが、港地区、城崎地域、竹野地区の全戸に津波ハザードマップのほうを再配布いたします。津波の浸水想定区域ですとか、津波の浸水の深さなどを改めて周知をします。あわせまして、マップの裏面には、津波の特性ですとか、非常用持ち

出し袋の準備などを記載した啓発記事のほうも載せるということで、ただいま準備をしておるところでございます。

施策の2番として提言をいただいておりますのが、10分以内に避難できる津波避難場所を確認する機会として、地域での津波避難訓練の実施というふうにいただいております。こちらにつきましては、アンケートのほうで、避難指示の対象の区域の方でも安全な避難場所まで10分以上かかるとお答えいただいた方が25%程度あったことから、津波避難場所の再検討の必要性があるというふうな指摘もいただいております。そのようなことで、提言のほうで、10分以内に避難できる津波避難場所を確認する機会として、地域での津波避難訓練を実施ということをいただいております。

その対応といたしまして、11月5日、この日が兵庫県の津波一斉避難訓練が行われます。それに合わせまして、各家庭で津波の避難訓練を実施していただくことをお願いする内容で、市の広報ですとか区内回覧、防災行政無線のほうで依頼をさせていただきます。また、今後の対応としまして、各区にぜひ取組をお願いしたいというところで、10分以内に避難が難しい家庭の調査というのをぜひ行っていただきたいというふうなことを考えておるところでございます。また、その取組の一つといたしまして、津波の避難場所まで何分かかるかを確認するための津波逃げ地図というものを作成するような内容の出前講座を、追加をしたいというふうに考えておるところでございます。

いただきました施策の3番目のございます。緊急地震速報の通知から残された数十秒で命を守る安全確保行動の重要性を伝える必要があるというふうにいただきました。これにつきましては、アンケートのほうで、緊急地震速報を見聞きした後に、安全確保行動、まず低く頭を守り動かないといった、いわゆるシェイクアウトの行動を取らなかった方が60%ということで、ほとんどの方が安全確保行動を取らなかったということが見えてまいりました。また、安全確保行動を取らなかった理由といた

しまして、安全確保行動をする必要がないというお答えをいただいた方が64%ということでございました。これまで市民総参加訓練で安全確保行動を取ってくださいというふうな啓発をしておりましたが、浸透していないんだなということが分かりました。そのため、提言といたしまして、先ほど説明しましたとおり、施策の3といたしまして、緊急地震速報の通知から残された数十秒で命を守る安全確保行動の重要性を伝える必要があるというふうにいただいております。

その取組といたしまして、出前講座、市のホームページ等で緊急地震速報の意味、震度4以上の地震が来るんだでということ、緊急地震速報を知った後に、残された数十秒で取るべき命を守る安全確保行動について啓発を行うこととしております。

施策の4番目です。自宅でのシェイクアウト、安全確保行動の訓練は、学校で正しい防災教育を受けた子・孫の正しい安全確保行動を参考にして行うことを啓発というふうにいただいております。こちらにつきましては、アンケートのほうで、安全確保行動を取った年代別の結果を見ますと、30代の方の実施率がほかの年代に比べて高い傾向が見えました。30代の方といいますのが、阪神・淡路大震災から30年、その間、学校で正しい防災教育を受けた世代が正しい安全確保行動ができたというふうに考えております。また、緊急地震速報を聞いた小学生の子どもさんが、家族に安全確保行動を取るように忠告したといった事例もお聞きをしております。そのようなことから、施策4番の提言をいただいとるところでございます。

その対応といたしまして、出前講座を通じまして、シェイクアウトの正しい周知を行います。また、小学生、子ども、孫を参考にした取組につきましては、先進事例などを研究いたしまして、より効果的な啓発の手法を研究していきたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、施策の5番目としていただいております、津波警報発表後、早急に防災行政無線放送を実施するために、消防本部からの避難指示放送を行

うということをいただいております。こちらにつきましては、津波警報を見聞きした媒体といたしまして、テレビに続いて、防災行政無線とお答えいただいた方が多かったことから、防災行政無線による周知は効果が高いというふうに考えております。そのことから提言をいただいたものでございます。

その対応といたしまして、避難指示の放送を24時間勤務をしております消防本部で行うこととしております。また、より即時に避難指示の放送を行うために、消防指令台のシステム改修も予定をしておるところでございます。

施策の6番目です。家族、知人・友人などからの呼びかけも重要な情報源となる。津波被害のないエリアから避難を呼びかける連絡を入れてもらうため、津波警報による避難指示の防災行政無線放送は豊岡市全域に行うというふうにいただいております。津波警報を見聞きした情報源として、家族、知人・友人、周囲にいた人から直接の口伝えや連絡と答えた方、2割程度ありました。家族、知人の直接の口伝えというのが有効な情報源だということを踏まえまして、施策6番の提言をいただいております。

その対策といたしまして、消防指令台システム改修を予定しておりますが、システム改修後は、津波警報に伴う避難指示を全市一括で放送することとします。津波に伴う避難指示の放送を全市に行う理由、これは、先ほど来、申しておりますが、親族、知人からの避難の呼びかけに効果があることを市民の方に啓発し、理解をいただくこととしておりまして、知人への避難の呼びかけにつなげたいというふうに考えております。

一方、混乱を避けるために、避難指示区域に行かないことも併せて啓発をすることが必要だと考えております。

施策の7番目です。率先避難者の行動が周囲の人の避難を促すことから、率先避難の啓発といただいております。実際に津波から避難をされた避難をしたきっかけといたしまして、周囲の人からの呼びかけが15%、これよりも周囲にいた人の避難を見て

とお答えいただいた方が26%ということで、周りの人の避難を見て避難をされたといった方が多い結果でございました。そのことから、施策の7番、率先避難ということをお願いしております。

その対策といたしまして、出前講座の機会や市広報などを通じまして、率先避難が周りの人の避難行動につながることの啓発を行いたいと考えております。そのために有効な先進事例などを研究いたしまして、より効果的な啓発手法の研究を行うこととしております。

施策の8番目です。津波避難の必要のある区域と必要のない区域を周知というふうにいただきました。こちらにつきましては、津波警報を見聞きして避難しようと思ったかというアンケートの問いに対しまして、避難指示の区域では8割の方が避難を連想していた一方で、避難指示の区域ではない城崎地域の方も3割の方が避難を考えたということから、施策の8番といたしまして、津波の避難の必要のある区域、必要のない区域を周知するといただいたところでございます。

その対策対応といたしまして、7月25日、港地区、城崎地域、竹野地区の各区に、避難指示の対象区となる区を区内回覧のほうで周知を行ったところでございます。あわせて、出前講座等でも周知のほうを進めておるところでございます。

続きまして、施策の9番目になります。津波警報で想定される被害を認識してもらい、避難行動につながるよう啓発といただきました。こちらにつきましては、アンケートでは、必ず津波が来ると思った人の61%が、避難しなければ危険というふうに答えておられます。津波が必ず来ると思えば避難につながるということから、津波警報が発表されれば必ず津波が来るというふうに思っていたことが避難につながるということが分かっております。そのことから、施策の9番の提言をいただいております。

その対応といたしまして、津波警報が出れば、津波が必ず来るとことを認識してもらえるように、出前講座のほうで啓発をすること、また津波からの避難

に時間が短いこと、30センチの浸水でも人は流されることなどを啓発いたしまして、津波からの避難につなげてまいりたいと考えております。

施策の10番目です。津波からの避難を後押しするために、津波警報が発表されれば避難指示を発令するといただきました。津波からの避難をしなかった理由といたしまして、市からの避難指示がなかったと答えた方が12%もありました。そのことから、提言としていただいたところでございます。

その対策といたしまして、津波警報が出れば避難指示を発令するということを決定しまして、7月25日、港地区、城崎地域、竹野地区の各区に区内回覧でその旨を周知しております。あわせて、出前講座でも周知を行っておるところでございます。

施策の11番目です。津波からの避難は徒歩が原則であることを啓発いただきました。こちらにつきましては、津波から避難されたときの手段としまして、アンケートのほうで、徒歩39%、車60%というふうな結果が出ました。以前から、津波からの避難というのは徒歩が原則と啓発をしておりましたが、十分に浸透していないという状況です。車での避難には、渋滞ですとか道路の損壊、瓦礫やマンホールの浮き上がりによる道路上の支障物などによって避難が間に合わないことがあるということを理解していただき、提言にある徒歩での避難が原則であることの啓発に努めたいと思っております。

取組といたしまして、7月25日の区内回覧で、徒歩避難が原則であることを周知しております。車での避難のリスク、これを出前講座でも周知を行っていきたいと思っております。

一方で、遠方での地震、今回の能登半島地震のように、津波の到達までに猶予がある場合の避難の考え方、こちらについては、先進事例を参考にしまして、地域とともに研究いたしまして、地域での合意形成に努めることも検討をしておるところでございます。

施策の12番目です。避難時に自動車利用を可能とする者の設定と、地域における合意形成といた

きました。これにつきましては、車でしか避難をする術のない方、寝たきりの家族がおられる方等でございますが、その方については、施策12のとおり、車、自動車利用を可能とするものといったことで検討することも必要ではないかというふうにいただいたところでございます。

その対策といたしまして、アンケートのほうで、避難ができなかった方の理由として、自力で歩くのが困難という方が45%あり、車でないと避難できない方への車での避難の考え方、先進事例を参考にしまして、地域とともに同じく研究をさせていただきまして、地域のほうでの合意形成に努めたいと考えております。

続きまして、施策の13番目です。津波警報発表中は避難指示を継続して発令するといただいております。こちらにつきましては、能登半島地震に伴う津波警報につきましては、2日の零時15分まで津波警報が発表されておりました。その状態でしたが、実際に避難をやめたとお答えいただいた方、18時台に避難をやめた方が4割、19時台に避難をやめた方が3割というふうな状況でした。それに対しまして、施策の13から16までの提言をいただいております。

施策の13では、津波警報発表中は避難指示を継続して発令するというふうにいただいております。そのためには、長時間屋外での避難に耐えられる物品を入れた非常用持ち出し袋の整備、こちらのほうをお願いしたいと考えておまして、9月25日に配布をいたします津波ハザードマップの裏面に記載をし、啓発を進めていきたいと考えております。

施策の14では、津波警報が解除されるまで安全な場所で避難を続けることを啓発とされております。

その対策といたしまして、津波の特性の周知、津波の特性といたしましては、津波は繰り返し襲ってくる、第1波よりも後続の津波のほうが大きい

ことがあること、引き波から始まる現象ではないことといったようなことを周知、理解をいただいた上で、津波警報解除まで避難を続けることを啓発していきたいと考えております。

施策の15番目です。津波警報継続中には新たな情報がないことも情報発信することを検討するいただきました。アンケートの中で、市からの情報がなかったという記述が見られました。施策15として、情報発信についていただいているところでございます。

その対策といたしまして、津波の推移に応じた効果的な情報発信のあり方を検討しておりました気象庁の「長時間継続する津波に関する情報提供のあり方検討会」の報告などを参考にいたしまして、効果的な情報発信についての検討を行うこととしておるところでございます。

続きまして、施策の16番目です。市民自らが情報収集するために、市公式LINEやひょうご防災ネットへの登録を呼びかけるといただいております。市民に情報を伝える手段といたしまして、このような提言をいただいたところでございます。

これにつきましては、出前講座や防災行政無線の放送を通じまして、市公式LINEやひょうご防災ネットへの登録を呼びかけるとともに、市民自らが災害情報を入手できるサイトの情報などの啓発も続けていきたいと思っております。

施策の17番目です。津波に備えて家庭で取り組むことを啓発、特に非常用持ち出し袋の整備と冬場の避難時の低体温対策などを考慮した、季節ごとに持ち出し品を変える必要があることを理解、実践をしてもらうというふうにいただきました。アンケートのほうで、能登半島地震が発生するまでに行っていた地震、津波の備えということを複数項目選択肢を上げてお尋ねをしましたが、50%を超えた取組といたしましては、津波避難訓練への参加だけで、それでも決して高い率ではない状況でした。地震、津波への備えはできていない状態だということを報告書のほうでは指摘も受けているところでございます。その対策といたしまして、今回、施策17

の提言をいただいたところでございます。

その対策といたしまして、出前講座での周知を行っていること、また、9月25日に配布します津波ハザードマップの啓発記事のほうにもこの内容を掲載したもので啓発を図っていきたいと考えております。

施策の18番目です。津波に関する正しい情報を理解し、津波から命を守るために何をするのか、市民自らが考える機会の提供ということといただきました。こちらにつきましては、能登半島地震と地震に伴う津波警報への対応を受けまして、今後の津波対策として教訓にすべきことについて、アンケートで複数の選択肢を提示して回答をお願いしましたが、いずれの選択肢も教訓となる事例でありましたが、最も多かった回答で、避難場所や避難経路を家族で話し合うが50%、ハザードマップで津波危険度を確認が48%、津波警報以上ですぐに避難が47%といったような状況で、市民の理解が進んでいないということを報告書でもいただいております。そういうことから、施策18ということといただいております。

その対策といたしまして、出前講座では、津波に関する正しい情報を市民に啓発をしまいたします。また、11月5日に行われます兵庫県の津波避難訓練などの訓練の機会を通じまして、津波からの避難行動を行っていただき、個人、家庭での津波避難に関する課題を把握していただき、改善に努めること、また、個人、家族での改善が難しい課題については、地域での課題解決の方法を検討するということを考えておるところでございます。

今回のアンケートや提言で木村教授からいただきました中では、正しく知り、正しく恐れるということができていないという状況だというふうにいただいております。同じような津波の災害が起これば、混乱が起これ、亡くなる方も出るだろう。正しく知り、しっかり対策取ることを考えていかなければいけないというふうにいただいております。危機管理課でもそのようなことをしっかり踏まえ、啓発を進めていき、対策が取れるようなことを考えてい

きたいと思っております。

説明は以上です。

○委員長（米田 達也） 説明が終わりました。

質問等はありませんか。

小森委員。

○委員（小森 弘詞） ありがとうございます。研究結果と大学側からの提言の踏まえての施策変更点、多々あるかと思えますけども、アンケート結果に基づいて、かつ大学の提言によって変更するというのは一つ重要かと思うんですけども、当の対象者となる地域住民の方の意見の反映っていうのはどのように図られましたでしょうか。

○委員長（米田 達也） 木下課長。

○危機管理課長（木下 喜晴） 地域住民の意見というのがアンケートにあるものだとここでまず進めさせていただきました。7月には提言が出る前でしたけども、出前講座を港地区でさせていただきまして、直接お話を伺いさせていただいたりということで、さらにブラッシュアップができるようには努めておるところでございます。

○委員（小森 弘詞） 分かりました。

○委員長（米田 達也） ほかにございませんか。

福田委員。

○委員（福田 嗣久） 施策の2で、10分以内に避難できる津波避難場所を確認するということと、それに引き続いて、各区依頼ということで、10分以内の避難が難しい家庭の調査ということで上げておられますけれども、これについて、城崎、竹野、津居山、10分なかなかできにくい人が多いんだろうという気がしております、割合は全く分かりませんが。それで、特に、何ていいますか、自宅ですら動けないうちで動けない人も大分あるような気もするし、10分なんてすぐだからね。例えば家族があったとしても、その家族が家に住んでおられるとは限りませんので、例えば職域がすぐ近くであつても、10分はすぐだからね。だから、そういうことをどういう形で本当にこれ調査をされる気持ちで書かれてるのかなということを思っておりますけども。

例えば、何ていうかな、年寄りの人で、年寄りというか、私も年寄りだけど、ベッドにいらっしゃる方で動きにくい人なんかいたら、もうどないしょうもない状態になっちゃうし、そこまで地域行政と地域住民が本当にこういうときにできるのかと思ったりもするんで、相当ここは気合入れていかんと。それと、それに脈絡いうんか、連続するんだけど、車での移動のことも、これについても、車に乗せるまでの時間もすぐだからね。ベッドから連れていって、車に乗せるというのは、こんなもん5分や10分すぐたってしまうんで、相当シビアに見ていかないと、津波から避難するということは大変なんだろうなということで、徒歩が原則ということで書いておられますけれども、徒歩の原則いうても、これは70ぐらいまでの人が、80でも徒歩の人もあるけれども、もう80過ぎてかなり動きにくい人もたくさんいらっしゃるという気がするんで、その辺のことは行政だけでどうできるものではないかもしれないけれども、その辺が必要なんだろうなと思って、これを見させていただいたということですけど、その辺りについてはどのように考えておられますか。

○委員長（米田 達也） 木下課長。

○危機管理課長（木下 喜晴） おっしゃるとおりでございます。我々もどうすべきかということが正直分からないことがあります。

一方で、自分の家のハザード、危険度をしっかり理解をしていただくということも大事なのかなと思っております。10分で避難ができない場合であれば、もう覚悟を決めてもらうというのも、その時点でもらわなくては正直ならないことだと思っておりますので、そこはまず正しく知っていただく、それで取り得る対策というのを、考えれるものがあれば一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（米田 達也） 福田委員。

○委員（福田 嗣久） それで覚悟を決めることは、多分おばあちゃんやおじいちゃんも覚悟を決められると思うんだけど、いざとなったら。

それともう一つ、施策4で上げておられますシェイクアウト訓練は、学校で正しい防災教育を受けた子・孫の正しい安全確保行動を参考にというふうに書かれてますけども、これも、これ書いてありますけれども、とにかく三世代同居、二世帯同居、非常に少ないんで、特に周辺地になればなるほど、おじいちゃん、おばあちゃんだけで住んでるとか、孫が同居してない家もとっても多いような気がするんで、この辺も書いてるだけというんじゃないくて、具体的にこれ以外のことをどうするかっていうことを考えていかんと問題なんだろうなと思ったりして読ませていただきました。

これについてもまた意見がありましたら。

○委員長（米田 達也） 木下課長。

○危機管理課長（木下 喜晴） おっしゃるとおりでございます。家庭だけではなくて、先進事例なんかでうまく地域でそういう活動をされてるところがないかというのを調べていきたいと思ってます。例えば津波避難訓練のときに、小学生を参考にして、実際こういう行動をするんだでということ、例えば区の公民館でやっていただくとかっていうふうな形も一つなのかなというふうに思っておりますので、そういう取組も進めていけたらな、家庭だけではなく、地域でという考え方でも思っております。

○委員（福田 嗣久） よろしくお願ひします。

○委員長（米田 達也） 木谷委員。

○委員（木谷 敏勝） この委員会でもちょっと発言したんですけども、避難行動してくれということ、避難して、この前聞いたとき、金波楼さんとか、それから、三原地区の人でも、当日、みんなご協力いただき、避難された方にトイレを貸してあげたり、避難しなさいというこの行動マップもいいんですけど、受入先のところ、そういうところにもやっぱり、市のほうからも、こうなった場合はこうして欲しいとか、そういうことはその後されていたんでしょうかね。

○委員長（米田 達也） 木下課長。

○危機管理課長（木下 喜晴） 前回の委員会でもご指摘のほう受けまして、実際に休暇村のほうにも行

かせていただきまして、お話もさせていただきました。金波楼さんにも行かせていただいて、また、この後じっくりお話もさせていただく機会をつくっていただくということで、今後の市でできること、ご協力いただけることといったようなことで詰めていきたいというふうに考えております。

○委員（木谷 敏勝） しっかり取り組んでもらわね、避難しなさいいうだけで、あれじゃなっていうことがないように取り組んでください。

○委員長（米田 達也） よろしいですか。

○委員（木谷 敏勝） はい。

○委員長（米田 達也） ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、津波避難対策の進捗状況についてはこの程度でとどめておきたいと思います。

次、2番、新型コロナワクチン秋冬定期接種についてを議題といたします。

健康増進課、説明をお願いいたします。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸） それでは、ワクチン接種関係の資料をご覧くださいと思います。

まず1つ目、接種の目的です。新型コロナウイルスワクチンについては、令和5年度までは特例臨時接種として自己負担なしの接種でありましたが、新型コロナウイルスが5類感染症になった令和6年度以降、今年度以降については、主に個人の発病、または重症化予防のためのB類疾病の定期予防接種として、有料で秋冬に接種を実施するということになってます。

注釈として、B類疾病ということで、接種を受ける法律上の義務はありません。ですので、市としても接種勧奨は行わないということにしております。

次に、2の定期接種です。（1）の対象者のアです。65歳以上の高齢者になります。イとして、一定の基礎疾患を有する60歳から64歳までの方。一定の基礎疾患とはということで、米印で注釈を入れておりますので、またご覧いただきたいと思いますが、臨時接種のときは、接種推進の観点から、どちらかといえば、幅広い運用がされてましたが、定

期接種では限定されているというような状況です。

次に、(2)の接種の見込み人数、率です。接種人数としては8,040人で、約30%を見込んでおります。内訳として、医療機関で8,000人、施設等で2,000人、市外で40人というふうに予想しておりますが、何せ定期接種で有料化になってからが今回初めてですので、なかなか現時点では接種率等は読めないなというふうに考えております。

(3)として、接種時期です。2024年10月1日から2025年の2月の28日を豊岡市としては予定しております。この期間については、国の指針で、10月1日から翌年の3月31日までの間で各自治体が設定するというふうになっております。

(4)接種回数は1回です。

(5)の接種場所については、原則として市内の36の協力医療機関になります。このうち、一般的に周知の了解を得られているのが19の医療機関、それから、周知はしないけども、かかりつけの患者さんには接種しますということでのいただいているのが17、合わせて36になります。

次に、(6)の使用ワクチンです。接種時期に承認されているワクチンを使用しますが、どのワクチンを使用されるかは医療機関の判断になります。現時点では5種類承認されている状況です。

(7)の接種費用です。自己負担については3,400円、ただし市民税非課税世帯、それから生活保護世帯については無料としております。

(8)は、健康被害の救済制度です。予防接種法に基づき、B類疾病の枠組みで救済制度があります。

次に、3、予算になります。(1)が補正予算のトータルとしては1億647万2,000円となっております。やはりウの委託料が一番大きな金額になります。エの扶助費は、市外で接種された方の償還分の予算になります。

次に、4の定期接種の流れです。(1)として、まずは協力医療機関に予防接種の予約を行うということで、これについては本人さんにしてもらうと

いうことになりまして、市から接種券や予診票の発行はないですし、接種日時や場所の指定もありません。

(2)として、協力医療機関で予約日に接種するということで、その日の体調と先生の間診を受けていただきまして、オーケーであれば予防接種を行うという流れになります。

説明は以上です。

○委員長(米田 達也) 説明は終わりました。質問等はございませんか。

村岡委員。

○委員(村岡 峰男) 2つお尋ねします。

一つは、接種見込み人数のこの8,040人といいながら、括弧書きの数でいくと1万人にならへんのかなと思うんだけど、違うのかなというのが一つと、それともう一つは、接種ワクチンの関係なんですが、5種類が認可されてると。この5種類の中に、これまでの接種してきたワクチンとは違って、何ちゅうんか、ワクチンそのものが全く違う、世界で日本だけが認可をされてるワクチンが1種類あるようですね。それも5種類に入っているのかどうかということをもまず聞かせてください。

○委員長(米田 達也) 宮本課長。

○健康増進課長(宮本 和幸) 申し訳ございません、6,000人と、2,000人と40人です。申し訳ございません、訂正をお願いしたいと思います。

○委員(村岡 峰男) これは6,000人だな、8,000人じゃなくて。

○健康増進課長(宮本 和幸) トータルで8,040人、申し訳ございません。

それともう一つは、ワクチンの種類です。5種類の中に新しいが入ってるかということで、それは入っております。

○委員(村岡 峰男) おります。

○健康増進課長(宮本 和幸) はい。

○委員長(米田 達也) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) 私も詳しくは知っとるわけじゃないんですが、その新しく認可された中に、これまでの抗体ができるだとか、抗体どうのとかいうワ

クチンとしての働き方っていうんかな、効能っていうんか、とは全く違う、どうも遺伝子に働きかけて何か抗体をつくっていくっていうような、全く違うのが一つ入っているらしいですね。これが世界で何か日本だけが認可をしとるということから、非常に不安があると。こういうものをこの5種類に入れないでほしいっていう声もあるようなんですけども、それはお聞きになっとる。

○委員長(米田 達也) 宮本課長。

○健康増進課長(宮本 和幸) 入れないでほしいどうこうっていうのは、ちょっとこちらのほうでは把握はしておりませんが、いずれにしても、まず承認するのは国になります。実際この5種類のうち、何を使われるかっていうのは医療機関の判断になります。今、こちらで考えているのは、多分一番扱いやすい、しかも接種の履歴が多いファイザーが一番多いのではないかと考えておりますが、実際この新しいワクチンを使われるかどうかっていうのは医療機関になりますし、もし接種が嫌ならそれはやめてほしいということで、医療機関との相談になるのかなと思います。以上です。

○委員長(米田 達也) 村岡委員。

○委員(村岡 峰男) 大体分かりました。ただ、医療機関はそういうワクチンだっていうのは既によくご存じだと思うんですが、市民、国民の側は知りませんから、ぜひ医療機関でそのワクチンをもし接種しようとするなら、患者たちゅうんか、接種をする人にきっちりとした説明をまずしてから、それでもしますかということまでやっぱりやる必要があるんじゃないかなということを思います。何せ、世界で日本だけが認可っていうのはちょっと恐ろしいですね。だから、どうも日本だけが、そういうことを言う人の中には、日本がモルモットになるっちゅうような、世界で、ということまで言う人もあるようですので、そこら辺は、そういう声もあるよということを紹介をしておきたいと。使うなどは言えませんから、承認は、言われたように、国が認可をしたことですから、ということ意見を意見として申し上げておきます。そういう声があったという紹介でい

いです、紹介程度に聞いてもらって。

○委員長(米田 達也) ほかにございませんか。

福田委員。

○委員(福田 嗣久) ちなみに、5種類っちゅうのが気になっとったんですけど、さっきおっしゃったファイザー、アストラゼネカ、あとは3種はどういう名称なんですか。

○委員長(米田 達也) 宮本課長。

○健康増進課長(宮本 和幸) 5種類ですけども、ファイザー社のコミナティと、モデルナ・ジャパン株式会社のスパイクバックス、それから第一三共株式会社のダイチロナ、それから武田薬品工業株式会社のヌバキソビッド、それからMeiji Seikaファルマ株式会社のコスタイベ、このコスタイベが今までじゃない、ちょっと新しいタイプのワクチンになります。以上です。

○委員(福田 嗣久) 分かりました。接種される人の選択になるというね、ちょっと聞かせてもらったんですが、はい。

○委員長(米田 達也) ほかにございませんか。

小森委員。

○委員(小森 弘詞) 村岡委員の指摘にもあったんですけども、このワクチン自体が多く不安感をあおるような報道があったり、接種を希望される側にも考えたいなというところもあったり、コロナウイルス自体というか、コロナ感染症自体が2類から外れてから普通の風邪のような世間的な扱いがある中で、この定期接種の件は、接種勧奨は行わないというふうに書かれてますけども、どの程度の内容を市民にお伝えをされる予定なんですかね。

○委員長(米田 達也) 宮本課長。

○健康増進課長(宮本 和幸) 定期接種になりましたので、全くお知らせしないっていうことはよろしくないんで、今月の25日号の広報でまずは周知したいと思ってます。それは、今ここに記載してる期間だとか、金額だとか、あとはどこで受けることができるかという医療機関と対象者、あとは申込方法等を周知しようと考えております。以上です。

○委員長(米田 達也) 小森委員。

○委員（小森 弘詞）　じゃあ、あくまでも接種を希望される方と医療機関の相談で打つ、打たない、どれを打つっていうのはお任せしますよというような、インフルエンザと同じような扱いの周知をされるという理解でいいですか。

○委員長（米田 達也）　宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸）　おっしゃるとおりです。インフルエンザと新型コロナウイルス感染予防接種ということで、両方並べてしますので、同じような周知になります。以上です。

○委員長（米田 達也）　小森委員。

○委員（小森 弘詞）　分かりました。不安もあると思いますので、もし住民からの相談とかあれば、また適切なご対応をお願いをいたします。以上です。

○委員長（米田 達也）　ほかにございませんか。

では、私のほうからも、先ほど村岡委員がおっしゃったのと同様で、私のほうにもこの秋からの接種ということで、レプリコンというワクチンは本当に気をつけてほしいみたいなことを、私も反ワクチンとかでは全くないので、エビデンスがない、まさにおっしゃった、日本だけが承認していて、ネットで見る情報から得ると、接種した方から抗体がどんどん変異をしていって、受けてない方にまで感染するっていうところまでちょっと出てたりするもので、非常に接種を考えておられない方にとっては不安感が大きい、またあるいは打たないご家族の方とかにも不安を与えるものじゃないかなっていうちょっと懸念がありまして、エビデンスがない中でちょっとそれを、既存のこれまで打たれてきた、ある程度の安全性が担保されたものだと思いはないかと思うんですけども、やっぱりご高齢の方っていうのは、テレビやなんかで、ニュースで、ワクチンの接種をっていうふうな情報が流れると、受けなアカんのだというふうに、ワクチンの種類どうこうよりも、ワクチンの接種をしないといけないっていうふうにちょっと認識をされてしまうんじゃないかなとも思うところがございますので、一応市のほうとしても注意喚起といいますか、ある程度のワクチンの種類なんかについての周知っていうのはちょっと気

をつけていただきたいなというがあります、お願いでございます。

宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸）　市のほうからワクチンの種類ごとの注意とかその辺はなかなかちょっと難しいんですが、今言っておられたように、予診票とかを送ってしまうと、何か市が推奨しとるんじゃないかというふうに取りられますので、今回はしないということです。

先ほどから出ている、今の新しいタイプのワクチンの添付資料等を見ますと、確かに18歳以上の参加者で828名を対象に評価をされているようです。828なので、これが多いか少ないかっていうのは、なかなかこちらでは判断できないんですが。それと、あと副反応としては、ほかのと同じような感じで、倦怠感、それから頭痛、あと発熱っていうのが主に出てくるような形です。確かに新しいワクチンなので、先ほどもありましたように、当然先生打たれるときに、このワクチンですよと、予約されたときに、どれを使われますかというように聞いてもらうのもいいかなとは思いますが、打たれる前にはしっかり説明があると思いますので、そういうふうに考えております。以上です。

○委員長（米田 達也）　ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

村岡委員。

○委員（村岡 峰男）　今の関連で、接種の自己負担はこちらで見ると3,400円ですね。これは、ワクチンの種類によって値段が違うとか、そんなことはないんですか。

○委員長（米田 達也）　宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸）　この金額はワクチンの種類によっての変更はありません。一律で3,400円になります、市内の協力医療機関の場合ということになりますが。以上です。

○委員（村岡 峰男）　ワクチンはどれでも一緒。

○委員長（米田 達也）　宮本課長。

○健康増進課長（宮本 和幸）　どのワクチンを接種されても自己負担としては3,400円になります。

以上です。

○委員長（米田 達也） よろしいですか。

○委員（村岡 峰男） はい。

○委員長（米田 達也） ほかにございませんか。

それでは、ないようですので、新型コロナワクチン秋冬定期接種についてについては、この程度でとどめておきたいと思います。

以上で当局側に説明願う協議事項は終了いたしました。

この際、委員の皆さん、当局の皆さんから何かご発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米田 達也） なければ、この件は、この程度にとどめたいと思います。

以上で、当局職員の皆様はご退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前１０時１４分休憩

午前１０時１６分再開

○委員長（米田 達也） それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、（３）委員会調査中間報告書についてを議題といたします。市議会会議規則第４５条第２項の規定により、９月定例会の閉会日に当委員会の調査中間報告を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米田 達也） 異議がありませんので、調査中間報告を行うことに決定しました。

それでは、委員の皆さんには委員会調査中間報告書（案）を事前にお示しいたしましたので、お目通しいただいているものと思います。

改めて、再度、委員会調査中間報告書（案）をご覧願います。

それでは、事務局のほうから説明願います。

○事務局主幹（山本 雅彦） それでは、委員会調査中間報告書（案）のほうをご覧ください。去る９月１３日付で委員の皆様には配信させていただいて

おります。ただ、ごめんなさい、報告書の４ページ、（５）の市民（子供を含む）防災意識の向上に関する事項、すみません、こちらのミスで、この項目が配信した時点では２０２２年度の数値になっておりました。２０２３年度の数値に修正しまして、すみません、昨日、改めて配信しましたので、皆様のお手元の分は２０２３年度になっているはずで

す。申し訳ありませんでした。
では、すみません、内容です。では、また１ページ戻っていただいて、１の付議事件及び３の経過で記載してますとおり、本委員会は、２０２３年１１月１４日の臨時会において設置をされ、防災・減災及び感染症対策等危機管理に関する調査研究活動を行ってきました。また、重点調査事項については、計１０項目を決定しております。

次に、３の委員会調査経過の項目では、今期の委員会の開催経過を掲載しております。

３ページをご覧ください。３ページからの重点調査事項では、今期の重点調査項目として、内水処理対策に関する事項、地震・津波対策に関する事項、また雪害対策に関する事項、市民（子供を含む）防災意識の向上に関する事項について記載をしております。

最後に、４ページには、本中間報告書のくくりとして、市当局に向け、地域における市民への自助、共助意識の推進、問題点などの早急な見直しや、財政上の理由により事業化の可否を判断せず、先進事例等を積極的に調査し、各部局の連携を密に、事業実施に向け前向きに検討されたい旨を付し、中間報告としております。

本報告書については、本日最終確認をしていただき、今期定例会の最終日、９月２７日にSide Booksへの配信と議場での配付をする予定としております。

説明は以上です。

○委員長（米田 達也） 説明は終わりました。

それでは、委員会調査中間報告書（案）の案文について、ご意見等がございましたら発言願います。
なお、先ほどの事務局の説明にありましたように、

本報告書は今期定例会閉会日、9月27日にSide Books 配信及び議場配付いたします。

ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米田 達也） 特に訂正、追加等がなければ、委員会調査中間報告書についてはご了承いただいたものとして、Side Books 配信及び議場配付いたします。

それでは、（４）の管外行政視察調査報告書についてを議題といたします。

それでは、委員の皆さんには、行政視察報告書（案）を事前に配付していただきましたので、お目通しをいただいているものと存じます。改めて配付をしましたので、管外行政視察調査報告書（案）をご覧ください。

それでは、事務局のほうから説明願います。

○事務局主幹（山本 雅彦） それでは、委員会管外行政視察報告書（案）についてご説明をいたします。

報告書（案）をご覧ください。去る、こちらも9月13日付で委員の皆様に配信させていただきました。委員会管外行政視察調査報告書（案）ですが、本年7月18日に大阪府大阪市で視察を行った内容を報告したものです。記載事項として、視察日時、視察先、調査項目、調査内容、所管を記載しております。こちらも本日、委員の皆様に最終確認をしていただき、今期定例会最終日にSide Books に配信する予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（米田 達也） 説明は終わりました。

それでは、管外行政視察調査報告書の案文について、ご意見等がございましたらご発言願います。

なお、先ほどの事務局の説明にありましたように、本報告書も今期定例会閉会日、27日にSide Books 配信及び議場配付いたします。

ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米田 達也） それでは、特に訂正、追加等がなければ、管外行政視察調査報告書についてはご了承いただいたものとして、議場に配付いたしま

す。

それでは、次に移ります。

その他。その他ですが、委員の皆さん、事務局、最後に何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（米田 達也） なければ、この件は、この程度にとどめます。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前10時23分閉会
